

(別表 浜松市内郵便局一覧)

浜松富塚郵便局	浜松布橋郵便局	浜松入野郵便局
浜松葵郵便局	浜松鹿谷郵便局	浜松根上り松郵便局
浜松和地山郵便局	浜松幸郵便局	浜松和合郵便局
浜松蛸塚郵便局	浜松高丘郵便局	浜松佐鳴台郵便局
浜松葵西郵便局	浜松中沢郵便局	浜松鵬江郵便局
浜松海老塚郵便局	浜松北寺島郵便局	浜松元目郵便局
浜松連尺郵便局	浜松竜禅寺郵便局	浜松馬込郵便局
浜松砂山郵便局	浜松秋葉坂下郵便局	浜松浅田郵便局
浜松アクトシティ内郵便局	中野町郵便局	浜松佐藤郵便局
市野郵便局	浜松曳馬郵便局	浜松野口郵便局
浜松植松郵便局	浜松高林郵便局	浜松船越郵便局
浜松鷲宮郵便局	浜松上新屋郵便局	浜松橋羽郵便局
浜松上島郵便局	浜松天王郵便局	浜松早出郵便局
増楽郵便局	芳川郵便局	浜松寺脇郵便局
浜松新橋郵便局	浜松向宿郵便局	浜松中田島郵便局
浜松遠州浜郵便局	高塚駅前郵便局	浜松卸本町郵便局
浜松飯田郵便局	浜松領家郵便局	浜松西町郵便局
笠井郵便局	浜北宮口郵便局	小松郵便局
浜北中瀬郵便局	赤佐郵便局	天竜西鹿島郵便局
浜北小林郵便局	浜松西崎郵便局	浜北善地郵便局
浜松有玉郵便局	舘山寺郵便局	宇布見郵便局
伊左地郵便局	浜松村櫛郵便局	浜松神久呂郵便局
篠原郵便局	和地郵便局	舞阪駅前郵便局
浜松西山郵便局	舞阪弁天島郵便局	細江郵便局
三ヶ日郵便局	伊平郵便局	渋川郵便局
引佐郵便局	奥山郵便局	井伊谷郵便局
都筑郵便局	都田郵便局	浜松三方原郵便局
花川郵便局	西気賀郵便局	浜松新都田郵便局
西渡郵便局	熊郵便局	犬居郵便局
水窪郵便局	浦川郵便局	横山郵便局
上阿多古郵便局	気多郵便局	佐久間郵便局
竜山郵便局	熊切郵便局	下阿多古郵便局
城西郵便局	光明郵便局	天竜山東郵便局
浜松西郵便局	浜松郵便局	浜松北郵便局
浜北郵便局	浜松東郵便局	舞阪郵便局
積志郵便局	天竜郵便局	

107局

浜松市と日本郵便株式会社との 地方創生に関する包括連携協定書

令和3年12月8日

浜松市と日本郵便株式会社との地方創生に関する包括連携協定書

浜松市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携と協力をすることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、もって地方創生の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

- （1）観光・シティプロモーションの推進に関すること
- （2）地域産業の振興、地域活性化に関すること
- （3）ひとづくりに関すること
- （4）安全・安心なまちづくりに関すること
- （5）前各号に掲げるもののほか、地方創生の推進に資するものであって、双方が必要と認めること。

2 甲及び乙は、本協定の推進に向けた窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協力郵便局）

第4条 本協定の協力郵便局は、別表に定める郵便局とする。

（免責）

第5条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中であると有効期間終了後であることを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月8日

甲 静岡県浜松市中区元城町103番の2

浜松市 浜松市長

鈴木 康友

乙 愛知県名古屋市中村区1丁目1番1号

日本郵便株式会社 執行役員 東海支社長

中井 克昭